破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第７８４５号
東京都北区王子５－２－10－504、住民票上の住所神奈川県横浜市旭区都岡町35－６　ドミールラポームＡ棟201
債務者　三木　貴旭
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８５０号
東京都江戸川区北小岩５丁目27－23
債務者　菊地　美紀
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８９４号
東京都江東区古石場２丁目13－７－201
債務者　佐藤　義人
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８９６号
東京都千代田区神田須田町２丁目８－19－802
債務者　新井　美喜
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９４３号
東京都品川区南品川３丁目６－30－201
債務者　栗田みち子
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９４５号
東京都練馬区大泉町３丁目19－16
債務者　入山　佳之
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９４６号
東京都練馬区大泉町３丁目19－16
債務者　入山　美幸
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９８２号
東京都足立区弘道２丁目26－２－501
債務者　金子　稔男
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１６号
静岡市葵区上足洗２丁目５番２－102号
債務者　岩田　祐子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月13日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５５７４号
大阪市西淀川区御幣島１丁目８番８－308号
債務者　鎌田　尚
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６８０号
大阪市淀川区三津屋北２丁目２番９号
債務者　山本　瑛久
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第７８５３号
東京都大田区萩中２丁目１－４－203
債務者　平賀　智世
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月12日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９２２号
東京都江戸川区江戸川２丁目10－22
債務者　柿崎　奏子
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結

令和８年（フ）第４４号
千葉県柏市逆井２丁目３番29－405号、前住所千葉県柏市逆井433番地29
破産者　梅澤　崇
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第４６０号
徳島県徳島市元町２丁目15番地１
破産者　株式会社ジャパンコミュニケーション徳島
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部